がん患者の就労支援に取り組む（左から）山崎さん、福島さん、灘野さん、篠原さん
＝いずれも松山市南梅本町甲の四国がんセンターで

長くつき合う病に変化 診断時から就労相談

松山・四国がんセンター

シリーズ
地域医療を考える

医療の進歩で「がん」が不治の病から長くつきあう病気へ変化するに従い、就労世代のがん患者が増えている。四国がんセンター（松山市南梅本町）では、専門機関が出張で就職・就労相談などに応じる患者・家族総合支援センター「暖だん」を併設。医師でセンター長の灘野成人さんは「治療と仕事の両立について、診断時から気軽に相談できる体制を作ってきた」と話す。灘野さん、看護師の山崎三紀子さん、医療ソーシャルワーカーの篠原瞳さん、暖だん室長（認定がん専門相談員）の福島美幸さんに話を聞いた。

職場復帰 安心感を

治療と両立プラン作成

――がん治療と仕事との両立はどうすればよいでしょうか。

灘野さん かつてがんは不治の病とされ、治療期間も長く、離職する人が多くいました。しかし今は、外来で抗がん剤治療や放射線治療を受けることもできます。主治医と症状について相談しながら、仕事を続けることは可能です。当院では、がんと診断されてもすぐに仕事を辞めないよう伝えています。

ただ、職場の理解があるかどうかが復職に大きく影響することも事実です。2018年の国立がん研究センターの調査によると、がんと診断を受けて治療前に退職・廃業した人は就労者の約2割に及んでいます。

――企業などとの協力が不可欠ですね。

灘野さん がん治療と仕事を両立するには、企業と医療機関が連携して適切な支援をすることが重要だとの認識が高まり、16年に厚生労働省からガイドライン（第3期がん対策推進基本計画）が示されました。まず、本人が職場に両立支援を申し出た上で、産業医や労務担当者を通して仕事内容や勤務状況などの情報を病院に提供してもらいます。主治医はそれを受けて就業上の配慮や注意事項について診断書を兼ねた意見書を提出。職場ではそれをもとに、治療と仕事を両立できるよう支援プランを作成することが推奨されているのです。

最近では、主治医が企業の産業医などと連携し、がん患者の情報を企業側に提供して療養上必要な指導をするケースも増えてきました。厚労省のガイドラインに沿って復職を進めることで職場の理解を得られ、当院では両立支援で関わったほとんどのがん患者が仕事を続けることができています。

――就労支援を行う上で心がけていることはありますか。

篠原さん 当院では早期からがん患者の就労支援に介入できるよう、初診や診断時、入院時に就労支援について情報提供するほか、勤務状況などを聞き取り、就労支援に関するニーズをくみ取るようにしています。

当院に設置されている「がん相談支援センター」では、医療ソーシャルワーカーらがんの専門相談員として、対面や電話で就労などの相談に応じています。目の前の患者がこれまでどのような人生を歩んでこられ、今後どのようにしていきたいかといった思い、仕事に対する考え方を大切にしながら話を聞くようにしています。主治医が職場に提出する意見書を発行する際には、診察に医療ソーシャルワーカーが同席します。その後の外来時にも、復帰後の状況をうかがうよう心がけています。

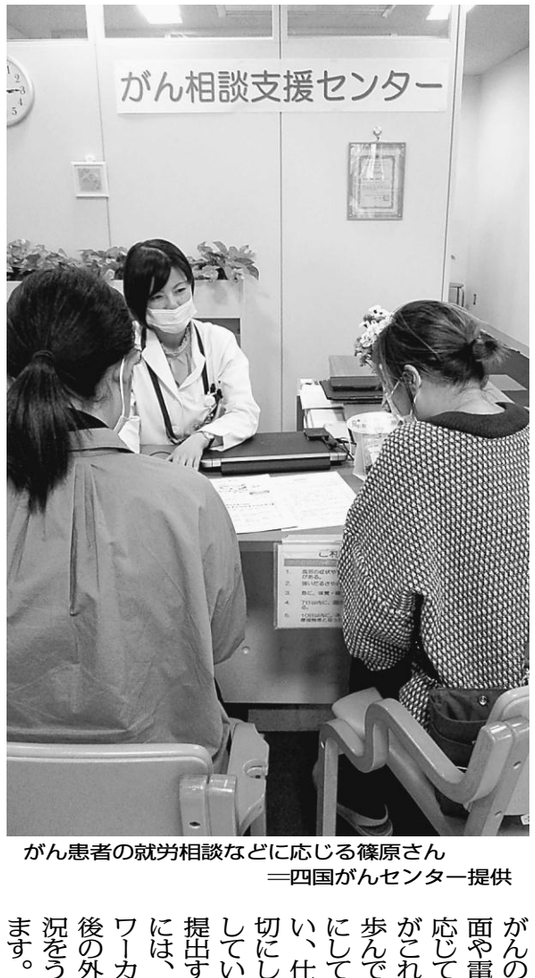

がん患者の就労相談などに応じる篠原さん
＝四国がんセンター提供

交流の場「暖だん」併設 思いを共有

――患者・家族総合支援センター「暖だん」について教えてください。

福島さん 「暖だん」は、がん患者や家族、友人が集い、交流できる場として併設されました。患者や家族が様々な思いをピアサポーターと語り合う「ひまわりサロン」やがんに関するさまざまなセミナーを開催しています。

また、ハローワーク松山の就職支援ナビゲーターが毎週、個別に就職相談に応じているほか、愛媛産業保健総合支援センターの両立支援促進員（社会保険労務士）による就労相談を月2回実施しています。就職試験の面接対策や職場への病気の伝え方など、就労を巡る幅広い悩みに対し、専門的に対応できるようにしています。

治療による外見の変化で、仕事復帰に不安を感じている方もいます。「暖だん」では、ウイッグやメーク、乳がん手術後の補正下着などの展示室を設けており、自由に見学、試着も可能です。

――がん患者の就労に関して課題だと感じていることはありますか。

篠原さん 患者が職場復帰をしたいと思っていても、職場の理解がないと難しい場合があります。がんは病状や治療によって違いがあり、治療による副作用の症状も個人差があります。患者の状態に応じて可能な範囲で配慮してもらえると働き続けることができるかもしれません。

患者・家族総合支援センター「暖だん」ではウイッグなどを自由に見学、試着できる

また、職場での相談窓口や社内で利用できる制度などがあれば、本人にご案内いただけると、休職中においても安心感を持てると思います。

休職中の生活保障としては、会社員や公務員など健康保険の被保険者には傷病手当金という制度があります。

ただ、自営業など国民健康保険の方は、通常はこの制度を使えず、休んだ分だけ収入が落ちてしまいます。治療中は仕事ができず、一緒に働いている家族に負担をかけてしまい、後ろめたく感じている患者も少なくありません。自営業の方にも休職中の補償があれば、金銭的、精神的負担が軽減されるのではないかと思います。

――復職後はどのような悩みが寄せられていますか。

山崎さん 患者は元の職場に復職できたとしても「頑張らないと」「休んだ分を取り戻さないと」と無理をしてしまい、「つらい」と声を上げづらくなっていることがあるようです。頑張りたい思いに寄り添い、聞いてくれる復職サポーターのような存在が会社にいると心強いのではないかと感じています。

当院では、外来受診に合わせて復職後の患者からじっくり話を聞くよう心がけています。「同僚に同病者がいると気持ちを分かち合える」「上司や同僚から『あなたがいて助かる』『ありがとう』などの声かけがあると頑張れる」と言います。こうした心がけは、がんサバイバーであるなしに関係なく、誰もが働きやすい職場にする上でとても大切なことではないでしょうか。

職場でどのように支援すればよいか分からない時や、従業員である患者から復職の申し出があった際には、がん相談支援センターに遠慮なく連絡してください。患者、企業の担当者と一緒に良い方法を探していければと思います。